

ポリテクセンター熊本から
公共職業訓練の案内

離職者を対象に公共職業訓練を無料で行なっています。再就職を目指し、必要な技能・技術を身に付けるための訓練です。受講を希望する人はハローワークを通して申し込みください。

▼受講料 無料
(テキスト代などは別途)

▼募集科目

- ・溶接加工科
- ・電気設備サービ斯科
- ・生産ラインメンテナンス科
- ・住宅リフォーム科
- ・ビル設備サービ斯科

▼訓練期間 4月2日(金)～9月29日(水)

▼募集期限 2月25日(木)

※また、在職者を対象とした能力開発セミナー(有料)も併せて実施しています。詳しくはお尋ねください。

④ポリテクセンター熊本
(公共職業訓練について)
離職者訓練係

☎(242)6614
(能力開発セミナーについて)
在職者訓練係
☎(242)6613

熊本県の特定最低賃金が
改定されました

12月15日から、熊本県特定(産業別)最低賃金が改定されました。熊本県の最低賃金は以下のとおりです。

▶熊本県地域別最低賃金時間額
793円

▶熊本県特定(産業別)最低賃金

- ・電気機械器具製造業
時間額 836円
- ・輸送用機械器具製造業
時間額 888円
- ・百貨店、総合スーパー
時間額 796円

▶問い合わせ先
熊本労働局労働基準部賃金室
☎355-3202

タケノコ出荷販売説明会

竹林所有者の所得向上と竹林整備を目的に青果用・加工用タケノコの出荷説明会を開催します。この事業は市とクマモト未来型農産業コンソーシアム協議会、JA菊池と共同で実施するものです。竹林所有者や興味のある人は、ぜひご参加ください。

- ▶と き 2月26日(金)
午後1時30分～2時30分
- ▶と ころ JA菊池合志中央支所 2階大会議室
- ▶内 容 タケノコの集出荷、販売に関する説明
- ▶申込期限 2月22日(月)
- ▶申込方法 電話でお申し込みください。
- ▶申し込み・問い合わせ先
商工振興課 農商工連携班
☎248-1115

警察署だより

問い合わせ先 熊本北合志警察署 ☎341-0110

寒さの厳しい日が続きます。場所によっては路面が凍結している箇所もあるので、運転する際はスピードを控えめに車間距離に余裕を持って慎重に走行してください。



2月1日～3月18日は
サイバーセキュリティ月間です

被害に遭わないために、普段から次のことに気をつけましょう。

- 1 OSやソフトウェアは常に最新の状態にしましょう
- 2 ID・パスワードは使い回さない。人に教えない
- 3 安易にメールに添付のURLにアクセスしない
- 4 ウイルス対策ソフトを導入しましょう
- 5 ネットショッピングは信頼できる店を選びましょう

公衆無線LANの安全な利用について

誰もが公衆無線LANを利用する機会が増えていますが、他人に情報を盗み見られるなどの危険性が潜んでいます。

▶対策

- ・知らないアクセスポイントには接続しない
- ・接続しているアクセスポイントの名称(SSID)を確認しましょう
- ・IDやパスワードなどのログイン情報、クレジットカード番号やセキュリティコードなどの決済に関する情報を入力する際には特に注意しましょう

素敵な人生・素敵なパートナー



男女共同参画推進懇話会
委員 澤田 みほ

本年度から、この懇話会の委員になりました。平成11年に男女共同参画社会基本法が制定されたことを知り、これまで自分が男女共同参画を意識せずに生きてきたことを今更ながら反省しているところです。

この基本法には「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され…」と書かれています。「社会の対等な構成員」という部分は、私が一番意識している部分です。というのは、自分が女性であることを理由に「自分にはできない」と考え、できる仕事も、求められている作

業も、つい逃れようとしていないか、常に自分を点検していたいと思っています。男女が対等であることを掲げる一方で、場合によっては、異性からの信頼は得にくく、男女共同参画社会の実現を自らが遅らせることになると思うからです。

日本人初の国連難民高等弁務官であった緒方貞子さんの言葉に「熱い心と冷たい頭を持って」という名言があります。紛争の犠牲になっっている人々を救うため、紛争地域に向き、指導者らと直接対話により人道支援を成功させていった彼女の言葉です。彼女の偉業に対して「女性なのにすごい」ではなく、「人としてすごい」と言葉にしたい。人としてなすべきことを貫いた彼女の生き方に学びたいと思います。この言葉を大切にしたい、他者とよりよい関係を築いていきたいと思っています。

こんにちは

こちら消費生活センターです

●問い合わせ先
市消費生活センター(総務課内) ☎248-5442
相談受付時間 平日 午前10時～午後4時

トラブルに巻き込まれないために
電話編

相談事例1

以前テレビショッピングで電化製品を購入した。その業者から健康食品の案内の電話が頻繁にかかってくる。興味がないのでその都度断るが、最近断るのも気が遣うので電話に出るのも嫌になる。対処法はないか。(60代 女性)

解説

勧誘を断った消費者に対して再勧誘をすることは法律で禁止されています。はつきり断る事が大切です。「再勧誘は禁止されていますよね」というのも一つの方法です。

相談事例2

業者からカニを送ると電話があったが、はつきり断った。数日後、代引きでカニが届いたので、仕方なく支払ってしまった。返品できるだろうか。(80代 女性)

解説

商品の送付を断ったにも関わらず商品が届いたという場合は「送り付け商法」に当たります。今回のように代引きで商品が届き、お金を支払った場合は送付を了承したと判断される

相談事例3

銀行協会の職員をかたった人物から「あなたの個人情報盗まれ、キャッシュカードを変更しなければなりません。早急に手続きが必要です。職員がとりに行きます。暗証番号を教えてください」と電話があった。(70代 女性)

解説

市役所や警察、銀行協会などをかたり、電話がかかってくる場合があります。市役所、警察、銀行協会などが通帳やキャッシュカードを預かったり、暗証番号を聞いたりすることはありませぬ。個人情報、安易に伝えないようにしましょう。トラブルに巻き込まれる可能性があります。

- ・契約する前に家族や周りの人に相談しましょう。
- ・留守番電話やナンバーディスプレイ(電話機に相手の電話番号が表示されます)機能も有効な方法です。
- ・不審な電話がかかってきたら、消費生活センターへ情報をお寄せください。

